

平成31年第1回豊頃町議会定例会会議録（第1号）

平成31年3月5日（火曜日）

◎議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3	委員会報告第1号	議会運営委員会所掌事務調査結果報告
日程第 4	承認第1号	専決処分の承認 (平成30年度豊頃町一般会計補正予算(第7号))
日程第 5	承認第2号	専決処分の承認 (北海道市町村総合事務組合規約の制定並びに廃止)
日程第 6	議案第8号	平成30年度豊頃町一般会計補正予算(第8号)
日程第 7	議案第9号	平成30年度豊頃町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
日程第 8	議案第10号	平成30年度豊頃町介護保険特別会計補正予算(第3号)
日程第 9	議案第11号	平成30年度豊頃町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
日程第10	議案第12号	平成30年度豊頃町医療施設特別会計補正予算(第2号)
日程第11	議案第13号	平成30年度豊頃町簡易水道特別会計補正予算(第3号)
日程第12	議案第14号	平成30年度豊頃町公共下水道特別会計補正予算(第3号)
日程第13		平成31年度町政執行方針及び教育行政執行方針の説明
日程第14	議案第15号	豊頃町課設置条例の一部改正
日程第15	議案第16号	豊頃町職員の勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部改正
日程第16	議案第17号	豊頃町職員の給与に関する条例の一部改正
日程第17	議案第18号	豊頃町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正

日程第18	議案第19号	豊頃町空家等対策の推進に関する条例の制定
日程第19	議案第20号	豊頃町消防団条例の一部改正
日程第20		陳情の委員会付託
日程第21		休会の議決

◎出席議員（8名）

1番 中村純也君	2番 小笠原茂人君
3番 坂口尚示君	4番 相澤昌幸君
5番 岩井明君	6番 欠員
7番 大崎英樹君	8番 大谷友則君
9番 藤田博規君	

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	宮口孝君
副町長	菅原裕一君
教育長	山本芳博君
農業委員会長	井下睦男君
代表監査委員	山口浩司君
総務課長	富田秀樹君
企画課長	下重博光君
住民課長	佐藤則仁君
福祉課長	山田良則君
子育て支援所長	廣澤行位君
産業課長	神義宏君
商工観光課長	岩城光洋君
施設課長補佐	由水知之君
会計管理者	熊谷雅美君
農業委員会事務局長	渡辺良英君
教育委員会教育課長	二村比呂志君
消防署長	波多野明君

◎職務のために議場に出席した者の職氏名

事	務	局	長	中	川	直	幸	君
庶	務	係	長	沢	崎	真	司	君

◎ 開会宣告

- 藤田議長 ただいまから、平成31年第1回豊頃町議会定例会を開会します。

◎ 開議宣告

- 藤田議長 これから、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 諸般の報告

- 藤田議長 議事に入る前に、諸般の報告を行います。
事務局長に諸般の報告をさせます。
中川事務局長。
- 中川事務局長 諸般の報告を申し上げます。
議会事務局報告につきましては、お手元に配付のとおりであります。
次に監査委員より、平成30年11月から平成31年1月までの例月現金出納検査報告書の提出がありました。報告書は、お手元に配付のとおりでございますので、ごらんをいただきたいと思います。
以上です。
- 藤田議長 これで、諸般の報告を終わります。

◎ 行政報告

- 藤田議長 次に、町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。
宮口町長。
- 宮口町長 平成31年第1回豊頃町議会定例会の行政報告を申し上げます。
初めに、平成30年度の繰越明許費に係る事業についてであります。
5款農林水産業費に計上しております「道営農地整備事業」のうち、牛首別地区での区画整理・農業用道路の改良整備、幌岡地区・礼作別地区での暗渠排水・区画整理及び十弗西地区での区画整理につきましては、北海道の予算の関係上、年度内実施が困難なため、それぞれ繰越明許費として翌年度に繰り越して事業を実施いたします。
次に、地域医療体制の充実についてであります。
本町の地域医療は豊頃町立医院、大津診療所及び豊頃町歯科診療所が、地域に密着した医療機関として役割を担っておりますが、その医療体制は「内科」及び「歯科」のみの診療科目に限られ、高齢者など多くの町民から「整形外科」の診療を望む声が

ありました。

こうした声に応えようと豊頃医院の山本院長は、帯広の開西病院と連携し、今年1月から月2回（第2、第4木曜日）医師を派遣していただくことになり、町民の皆さんは地元で整形外科を受診することができるようになりました。

また、十勝いけだ地域医療センターからも月1回（第4金曜日）内科医の派遣を受け入れるなど、山本院長の積極的な町外医療機関との連携により町民への医療体制の充実が図られているところであります。

以上、行政報告を終わります。

●藤田議長 これで、行政報告は終わりました。

◎ 会議録署名議員の指名

●藤田議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、8番大谷友則議員及び1番中村純也議員を指名します。

◎ 会期の決定

●藤田議長 日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月13日までの9日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（異議なし）

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から3月13日までの9日間に決定しました。

◎ 委員会報告第1号

●藤田議長 日程第3 委員会報告第1号議会運営委員会所掌事務調査結果報告の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

大崎議会運営委員長。

●大崎議会運営委員長 委員会報告第1号、議会運営委員会所掌事務調査結果報告書。

本委員会の所掌事務について、調査の結果を次のとおり、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、調査事件。

(1) 平成31年第1回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項。

(2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項。

(3) 議長の諮問に関する事項。

2、調査期日。

平成31年2月28日。

3、調査の経過。

(1) 平成31年第1回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項。

平成31年2月26日招集告示のあった平成31年第1回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項について、同月28日に委員会を開催し、会期及び会期日程等について協議を行った。

(2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項。

本会議に豊頃町課設置条例の一部改正の議案が提出されることに伴い、豊頃町議会委員会条例を一部改正する必要があるため、同日の委員会において、検討及び協議を行った。

(3) 議長の諮問に関する事項。

「標準」町村議会傍聴規則の一部改正に伴い、傍聴の手続が個人情報保護の観点から改められたこと等から、議長の諮問により、豊頃町議会傍聴規則の一部改正及び豊頃町議会の運営に関する基準の一部改正について協議を行った。

4、調査の結果。

(1) 平成31年第1回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項。

ア、会期及び会期日程等については、3月13日を会期最終日とすることとして日程を調整した。

イ、陳情書の取り扱いについては、平成30年第4回定例会閉会後に受理したものは3件であり、本町議会の運営基準に基づき、所管の総務文教常任委員会に付託すべきもの1件とし、その他2件については、議員配付にとどめるものとした。

ウ、所管事務調査等のための各常任委員会開催については、定例会初日の3月5日に開催するよう日程を調整した。

エ、本会議において新年度予算審議が行われることに伴い、議長から会議規則第55条の規定（質疑回数制限）を適用しない旨を会議に諮ることとした。

(2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項。

ア、本会議に提出される豊頃町課設置条例の一部改正の議案審議後、議員発議により豊頃町議会委員会条例の一部改正に関する議案を定例会3日目の3月12日に提出

することとした。

(3) 議長の諮問に関する事項。

ア、「標準」町村議会傍聴規則の一部改正に伴い、傍聴の手続が個人情報保護の観点から改められたこと等から、豊頃町議会傍聴規則及び豊頃町議会の運営に関する基準を議長から諮問のあった内容のとおり改正することとし、2月28日付答申した。

以上でございます。

●藤田議長 これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

したがって、委員会報告第1号は、報告済みとします。

◎ 承認第1号

●藤田議長 日程第4 承認第1号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本件について、提出理由の説明を求めます。

富田総務課長。

●富田総務課長 議案書19ページをお開き願います。

承認第1号専決処分の承認を求めることについて説明いたします。

本案は、除雪に要する予算として、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成31年1月25日に平成30年度豊頃町一般会計補正予算(第7号)を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものであります。

平成30年度一般会計補正予算書(第7号)、1ページをごらんください。

第1条、歳入歳出予算の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,700万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億3,815万5,000円と定めるものであります。

補正の主な内容につきまして、歳入歳出事項別明細書により説明申し上げます。

10ページをお開きください。歳出について説明いたします。

7款土木費、2項道路橋梁費において、2目除雪費に除排雪委託料など1,700万円を追加するものであります。

次に、歳入につきましては、8ページをごらんください。

9款地方交付税、1項地方交付税に1,700万円を追加するものであります。

以上、御承認くださいますよう、よろしく願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、承認第1号を採決します。

お諮りします。

本件は、これを承認することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号は、承認することに決定しました。

◎ 承認第2号

●藤田議長 日程第5 承認第2号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本件について、提出理由の説明を求めます。

菅原副町長。

●菅原副町長 議案書21ページをごらんください。

承認第2号専決処分の承認を求めることについて説明申し上げます。

本案は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、22ページの専決処分書のとおり、北海道市町村総合事務組合規約の制定及び廃止について、平成31年1月30日専決処分いたしましたので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものであります。

規約の改正内容を議案説明書9ページ、説明第5号により説明申し上げますが、この北海道市町村総合事務組合は、共同処理する事務と共同処理する団体が、事務ごとに異なる、いわゆる複合的事務組合であります。今般、総務省から、地方自治法第285条に規定する複合的事務組合は、市町村及び特別区しかこれを設置することはできず、北海道が構成員となっている北海道市町村職員退職手当組合、石狩東部広域水道企業団及び石狩西部広域水道企業団は、複合的事務組合に加入できないことから、早急な見直しを行うよう助言があったところであります。このことを踏まえ、北海道市町村総合事務組合の規約を変更し、当該3団体を構成員から除くとともに、当該団体から事務処理の委託を受けられるよう、関係市町村の協議によりこれを定めるものであります。

9 ページ左欄の現行組合同規約下段、別表第 1、石狩振興局の項及び 10 ページ、別表第 2、9 の項から北海道市町村職員退職手当組合、石狩東部広域水道企業団及び石狩西部広域水道企業団を削除し、9 ページ右欄上段、第 14 条として、北海道市町村総合事務組合が、他の地方公共団体から事務委託を受けられるよう、事務の委託を加えるものであります。なお、共同処理する実質の事務に変更はなく、附則として、この規約は北海道知事の許可のあった日から施行するものでありますので、御承認くださるようお願い申し上げます。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、承認第 2 号を採決します。

お諮りします。

本件は、これを承認することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、承認第 2 号は、承認することに決定しました。

◎ 議案第 8 号

●藤田議長 日程第 6 議案第 8 号平成 30 年度豊頃町一般会計補正予算 (第 8 号) についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

富田総務課長。

●富田総務課長 議案第 8 号平成 30 年度豊頃町一般会計補正予算 (第 8 号) について説明いたします。

補正予算書、1 ページをごらんください。

本案は、それぞれ事務事業の精査等により、補正予算を計上するものであります。

第 1 条、歳入歳出予算の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,895 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 46 億 5,711 万円と定めるものであります。

補正の主な内容につきまして、歳入歳出事項別明細書により歳出から説明いたします。

24ページをお開き願います。

1款議会費、1項議会費において、議会議員費など59万円を減額。

2款総務費、1項総務管理費において、26ページ、3目財産管理費に基金積立金など2,586万2,000円を追加。4目町有林管理費から町有林造林事業費など317万1,000円を減額。28ページ、7目企画費にまちづくり推進費254万8,000円を追加するなど207万8,000円を追加。30ページ、9目電算情報管理費から電算機器管理費など682万1,000円を減額するなど、計1,730万2,000円を追加。

32ページ、2項徴税費から10万円を減額。3項戸籍住民基本台帳費から7万3,000円を減額。

3款民生費、1項社会福祉費において、1目社会福祉総務費から国民健康保険事業費など1,459万7,000円を減額。34ページ、3目老人福祉費から介護保険事業費を減額するなど358万9,000円を減額。36ページ、5目福祉医療費から委託料など311万1,000円を減額。38ページ、7目後期高齢者医療費から負担金補助及び交付金など651万2,000円を減額するなど、計2,750万3,000円を減額。

2項児童福祉費において、1目保育所費から保育所運営費を減額するなど、125万円を減額。40ページ、3目学童保育所費から賃金など107万4,000円を減額するなど、計292万2,000円を減額。

4款衛生費、1項保健衛生費において、42ページ、6目し尿処理費から131万4,000円を減額するなど、計208万7,000円を減額。

2項簡易水道費から繰出金338万4,000円を減額。

44ページ、5款農林水産業費、1項農業費において、2目農業総務費から農業振興事業費など314万4,000円を減額。4目道営事業費に繰越明許費事業6,210万3,000円を追加するなど、計5,861万9,000円を追加。

46ページ、2項畜産業費において2目公社営事業費から193万8,000円を減額するなど、計272万円を減額。

3項林業費から、計8万9,000円を減額。4項水産業費に、48ページ、計30万円を追加。

6款商工費、1項商工費に、計27万円を追加。

7款土木費、1項土木管理費から、計109万9,000円を減額。

50ページ、2項道路橋梁費において、1目道路橋梁維持費から道路橋梁維持補修

費など220万3,000円を減額。2目除雪費に委託料など1,613万1,000円を追加。3目道路新設改良費から工事請負費など945万3,000円を減額するなど、52ページ、計447万5,000円を追加。

3項住宅費から、計38万5,000円を減額。5項施設費から街路灯管理費など204万4,000円を減額。54ページ、6項公共下水道費から繰出金344万2,000円を減額。

8款消防費、2項災害対策費から工事請負費など262万7,000円を減額。

9款教育費、1項教育総務費において、1目教育委員会費から賃金など195万6,000円を減額するなど、56ページ、計165万6,000円を減額。

2項小学校費において、1目学校管理費から校舎等管理事業費など383万2,000円を減額するなど、計409万2,000円を減額。

3項中学校費において、1目学校管理費に120万円を追加するなど、58ページ、計79万4,000円を追加。

4項社会教育費において、1目社会教育総務費から120万1,000円を減額するなど、計76万3,000円を減額。

60ページ、5項保健体育費において、2目体育施設費に総合体育館費など202万5,000円を追加するなど、計120万7,000円を追加。

62ページ、11款公債費、1項公債費において、1目元金から455万8,000円を減額。2目利子から387万8,000円を減額し、計843万6,000円を減額。

以上が、歳出に係る補正の主な内容であります。これら歳出に伴う歳入につきましては、12ページをごらん願います。

9款地方交付税、1項地方交付税に8,115万9,000円を追加。

11款分担金及び負担金、1項分担金に5,822万6,000円を追加。2項負担金に27万5,000円を追加。

12款使用料及び手数料、1項使用料に計63万2,000円を追加。2項手数料に、14ページ、計30万7,000円を追加。

13款国庫支出金、1項国庫負担金に計296万5,000円を追加。2項国庫補助金に計212万6,000円を追加。16ページ、3項委託金から計216万円を減額。

14款道支出金、1項道負担金に計151万4,000円を追加。2項道補助金に、18ページ、計222万円を追加。3項委託金に計20万7,000円を追加。

15款財産収入、1項財産運用収入に計130万6,000円を追加。2項財産売払収入に289万円を追加。

20ページ、16款寄附金、1項寄附金に2,742万4,000円を追加。

17款繰入金、1項繰入金から1億5,973万6,000円を減額。

19款諸収入、5項雑入から、22ページ、計120万円を減額。

20款町債、1項町債に80万円を追加。

以上が、歳入に係る主な補正の内容であります。

次に、第2条の繰越明許費につきましては、5ページの第2表繰越明許費をごらん願います。

5款農林水産業費の道営農地整備事業6,210万3,000円を翌年度に繰り越し、執行するものであります。

次に、第3条、債務負担行為の補正につきましては、6ページの第3表債務負担行為補正をごらん願います。

表記載の業務委託において、限度額を計2,545万2,000円と定め、債務負担行為に追加するものであります。

次に、第4条、地方債の補正については、7ページの第4表地方債補正をごらん願います。

表記載のとおり、3事業に係る既定の地方債限度額2億2,550万円を2億2,630万円に改め、地方債限度額の総額を4億2,412万9,000円と改め、定めるものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

12ページをお開きください。

9款地方交付税。

(質 疑 な し)

●藤田議長 11款分担金及び負担金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 12款使用料及び手数料。

(質 疑 な し)

●藤田議長 13款国庫支出金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 16ページ、14款道支出金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 15款財産収入。

(質 疑 な し)

●藤田議長 20 ページ、16 款寄附金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 17 款繰入金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 19 款諸収入。

(質 疑 な し)

●藤田議長 20 款町債。

(質 疑 な し)

●藤田議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出については、項ごとに質疑を受けます。

24 ページをお開きください。

1 款議会費、1 項議会費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 2 款総務費、1 項総務管理費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 32 ページ、2 項徴税費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 3 項戸籍住民基本台帳費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 3 款民生費、1 項社会福祉費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 2 項児童福祉費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 4 款衛生費、1 項保健衛生費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 2 項簡易水道費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 44 ページ、5 款農林水産業費、1 項農業費。

説明第1号、神産業課長。

●神産業課長 平成31年第1回豊頃町議会定例会予算説明書(平成30年度補正予算)1ページをごらんください。

説明第1号、道営農地整備事業の施行について。

平成30年度繰越明許費において、次のとおり、道営農地整備事業を施行することとし、第5款農林水産業費に予算を計上したものであります。

記。

1、事業概要について。最初に牛首別地区ですが、全体事業費6,580万円、予算額1,118万6,000円、受益者負担は17%です。事業内容、区画整理18ヘクタール、農道改良延長320メートルであります。なお、施行位置図については、次ページ、対図番号1ページを御参照ください。

次に、幌岡地区ですが、全体事業費1億5,100万円、予算額2,567万円、受益者負担17%です。事業内容、区画整理52.4ヘクタール、暗渠排水11.1ヘクタールであります。なお、施行位置図については、対図番号2ページを御参照ください。

次に、十弗西地区ですが、全体事業費1億334万6,000円、予算額1,756万9,000円、受益者負担は17%です。事業内容、区画整理41.8ヘクタールであります。なお、施行位置図については、対図番号3ページを御参照ください。

次に、札作別地区ですが、全体事業費4,516万円、予算額767万8,000円、受益者負担17%であります。事業内容、区画整理19.3ヘクタール、暗渠排水1.2ヘクタールであります。なお、施行位置図については、対図番号4ページを御参照ください。

2、事業主体は北海道。いずれも、継続事業であります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

質疑を受けます。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 次に進みます。46ページ、2項畜産業費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 3項林業費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 4項水産業費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 6款商工費、1項商工費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 7款土木費、1項土木管理費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 2項道路橋梁費。
(質 疑 な し)

●藤田議長 3項住宅費。
(質 疑 な し)

●藤田議長 5項施設費。
(質 疑 な し)

●藤田議長 6項公共下水道費。
(質 疑 な し)

●藤田議長 8款消防費、2項災害対策費。
(質 疑 な し)

●藤田議長 9款教育費、1項教育総務費。
(質 疑 な し)

●藤田議長 2項小学校費。
(質 疑 な し)

●藤田議長 3項中学校費。
(質 疑 な し)

●藤田議長 58ページ、4項社会教育費。
(質 疑 な し)

●藤田議長 5項保健体育費。
(質 疑 な し)

●藤田議長 11款公債費、1項公債費。
(質 疑 な し)

●藤田議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。
(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、5ページ、第2表繰越明許費について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、6ページ、第3表債務負担行為補正について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、7ページ、第4表地方債補正について質疑を受けます。質疑はありません

か。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第8号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第9号

●藤田議長 日程第7 議案第9号平成30年度豊頃町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

山田福祉課長。

●山田福祉課長 補正予算書、67ページをごらん願います。

議案第9号平成30年度豊頃町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について御説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,230万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億4,793万6,000円と定めるものであります。

このたびの補正は、予算精査に伴うものであります。

補正予算の主なものは、歳入歳出事項別明細書、78ページ、歳出から御説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費から共同電算処理委託料13万円を減額するなど、合わせて16万1,000円を減額。同じく1款、2項運営協議会費から国保運営協議会委員の報酬及び費用弁償合わせて12万1,000円を減額。

2款保険給付費、1項療養諸費から1目一般被保険者療養給付費1,500万円及

び2目退職被保険者等療養給付費900万円を減額するなど、合わせて2,453万5,000円を減額。80ページ、同じく2款、2項高額療養費から、1目一般被保険者高額療養費530万円及び2目退職被保険者等高額療養費180万円、合わせて710万円を減額。

5款保健事業費、1項特定健康診査等事業費から特定健康診査等負担金60万円を減額。82ページ、同じく5款、2項保健事業費から1目保健衛生普及費の健康ポイント事業用景品35万円を減額するなど、合わせて12万7,000円を減額。

7款諸支出金、2項国保診療報酬支払基金委託金から一時借入金利子32万8,000円を減額。同じく7款に3項、1目一般会計繰出金を設け、一般会計繰出金66万4,000円を計上するものであります。

これら歳出に要する財源として、74ページ、歳入をごらんください。

1款、1項国民健康保険税に、1目一般被保険者国民健康保険税1,599万9,000円を追加するなど、合わせて1,597万5,000円を追加。

2款国庫支出金、1項国庫補助金に、災害臨時特例補助金4万8,000円を追加。

76ページ、3款道支出金、1項道補助金から1目保険給付費等交付金の普通交付金3,163万5,000円を減額するなど、合わせて2,977万7,000円を減額。

5款繰入金、1項他会計繰入金において、1目一般会計繰入金のその他繰入金1,500万円を減額するなど、合わせて1,368万1,000円を減額。同じく5款、2項基金繰入金から国民健康保険基金繰入金535万6,000円を減額。

6款、1項繰越金にその他繰越金47万3,000円を追加。

7款諸収入、2項雑入に健診料負担金1万円を追加するものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

74ページをお開きください。

1款国民健康保険税。

(質 疑 な し)

●藤田議長 2款国庫支出金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 3款道支出金。

(質 疑 な し)

- 藤田議長 5款繰入金。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 6款繰越金。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 7款諸収入。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 質疑なしと認めます。
次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。
78ページをお開きください。
1款総務費。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 2款保険給付費。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 5款保健事業費。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 7款諸支出金。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 質疑なしと認めます。
それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 質疑なしと認めます。
これから、討論を行います。討論はありませんか。
(討 論 な し)
- 藤田議長 討論なしと認めます。
これから、議案第9号を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(異 議 な し)
- 藤田議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第 10 号

●藤田議長 日程第 8 議案第 10 号平成 30 年度豊頃町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

山田福祉課長。

●山田福祉課長 補正予算書、85 ページをごらん願います。

議案第 10 号平成 30 年度豊頃町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について御説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2 億 1 千 2 万 7,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 8,761 万 3,000 円と定めるものであります。

このたびの補正は、予算精査に伴うものであります。

補正予算の主なものは、歳入歳出事項別明細書、98 ページの歳出から御説明いたします。

1 款総務費、1 項総務管理費から、介護保険事務システム改修委託料 1 億 4 万 1,000 円を減額。

同じく 1 款、3 項介護認定審査会費から主治医意見書作成料及び訪問調査委託料、合わせて 9 億 1 万 8,000 円を減額。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費から居宅介護サービス給付費 3 億 8 千万円を減額し、施設介護サービス給付費に 4 億 0 千万円を追加するなど、合わせて 1 億 0 千万円を減額。

1 億 0 千万円、同じく 2 款、2 項介護予防サービス等諸費から地域密着型介護予防サービス給付費 1 億 5 千万円を減額するなど、合わせて 1 億 1 千万円を減額。

同じく 2 款、4 項高額介護サービス等費に高額介護サービス費 6 千万円を追加。

同じく 2 款、6 項特定入所者介護サービス等費に特定入所者介護サービス費 6 千万円を追加。

1 億 2 千万円、3 款地域支援事業費、1 項介護予防・生活支援サービス事業費から介護予防ケアマネジメント業務委託料 1 億 7 万 8,000 円を減額。

同じく 3 款、3 項包括的支援事業・任意事業費に介護伝送ソフト使用料 1 千万円を追加するものであります。

これら歳出に要する財源として、92 ページ、歳入をごらんください。

3 款国庫支出金、1 項国庫負担金から 1 目介護給付費負担金 3 億 9 万 8,000 円を減額。

同じく3款、2項国庫補助金において、1目調整交付金の介護給付費調整交付金224万円を減額するなど、合わせて54万円を減額。

4款道支出金、1項道負担金から介護給付費負担金156万4,000円を減額。

同じく4款、2項道補助金に地域支援事業交付金の介護予防・日常生活支援総合事業及び包括的支援事業・任意事業合わせて24万7,000円を追加。

94ページ、5款、1項支払基金交付金から1目の介護給付費交付金316万9,000円を減額するなど、合わせて293万3,000円を減額。

7款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金からその他繰入金284万9,000円を減額するなど、合わせて261万8,000円を減額。

同じく7款、2項基金繰入金から介護給付費準備基金繰入金118万3,000円を減額。

8款、1項繰越金に、前年度繰越金として693万6,000円を追加。

96ページ、9款諸収入、2項雑入から生きがいデイサービス利用者負担金7万4,000円を減額するものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるよう、よろしくお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

92ページをお開きください。

3款国庫支出金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 4款道支出金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 5款支払基金交付金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 7款繰入金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 8款繰越金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 9款諸収入。

(質 疑 な し)

●藤田議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

98ページをお開きください。

1款総務費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 2款保険給付費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 3款地域支援事業費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第10号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

11時10分まで休憩をいたします。

午前10時57分 休憩

午前11時10分 再開

●藤田議長 休憩前に引き続き、会議を進めます。

◎ 議案第11号

●藤田議長 日程第9 議案第11号平成30年度豊頃町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

山田福祉課長。

●山田福祉課長 補正予算書、105ページをごらん願います。

議案第11号平成30年度豊頃町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ86万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,129万4,000円と定めるものであります。

このたびの補正は、予算精査に伴うものであります。

補正予算の主なものは、歳入歳出事項別明細書、114ページ、歳出から御説明いたします。

2款、1項後期高齢者医療広域連合納付金に71万9,000円を追加。

3款諸支出金、2項繰出金に、一般会計繰入金精算返還金14万2,000円を追加するものであります。

これら歳出に要する財源として、112ページ、歳入をごらんください。

1款、1項後期高齢者医療保険料に、現年度分115万2,000円を追加。

3款繰入金、1項他会計繰入金から1目の一般会計繰入金43万3,000円を減額。

4款、1項繰越金に前年度繰越金14万2,000円を追加するものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

112ページをお開きください。

1款後期高齢者医療保険料。

（質疑なし）

●藤田議長 3款繰入金。

（質疑なし）

●藤田議長 4款繰越金。

（質疑なし）

●藤田議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

（質疑なし）

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

114ページをお開きください。

2款後期高齢者医療広域連合納付金。

（質疑なし）

●藤田議長 3款諸支出金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第11号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第12号

●藤田議長 日程第10 議案第12号平成30年度豊頃町医療施設特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

山田福祉課長。

●山田福祉課長 補正予算書、117ページをごらん願います。

議案第12号平成30年度豊頃町医療施設特別会計補正予算(第2号)について御説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,994万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億667万7,000円と定めるものであります。

このたびの補正は、予算精査に伴うものでございます。

補正予算の主なものは、歳入歳出事項別明細書、126ページ、歳出から御説明いたします。

1款、1項医院費から2目医院運営費の診療報酬2,000万円を減額するなど、合わせて1,994万1,000円を減額するものであります。

これら歳出に要する財源として、124ページ、歳入をごらんください。

1款財産収入、1項財産運用収入から職員住宅貸付収入22万7,000円を減額。

2款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金に豊頃医院管理費23万円を追加。

3款、1項繰越金に前年度繰越金5万6,000円を追加。

4款諸収入、1項診療報酬収入から豊頃医院診療報酬2,000万円を減額するものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

124ページをお開きください。

1款財産収入。

(質 疑 な し)

●藤田議長 2款繰入金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 3款繰越金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 4款諸収入。

(質 疑 な し)

●藤田議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

126ページをお開きください。

1款医院費。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

7番大崎議員。

●7番大崎議員 この医療の関係です。2,000万円という減額についての内容は、報酬収入で減額となっています。これはいろいろと事情がおりだと思っておりますが、主に2,000万円というものについての報酬収入が減額ということについての

内容について説明いただけますか。

●藤田議長 山田福祉課長。

●山田福祉課長 お答え申し上げます。

豊頃医院の診療報酬につきましては、当初におきまして8,000万円を見込んでおりました。これにつきましては、前の前の先生でありました八重柏先生の時代の大体年間の報酬に基づき計上していたところであります。現在、今年度につきましては大体11月までの8カ月間についての実績をもとに今回補正をしておりますが、大体昨年決算と同じ見込みの診療報酬となる見込みでありますので、それを勘案しまして2,000万円を減額しております。

以上です。

●藤田議長 大崎議員。

●7番大崎議員 当初の予定がそういうようなことで、前医院長からの後継というか、継続されているという内容でございますが、これについては、やはりきょうの町長の行政報告にありましたように、新しいやはり医療というものについては、町民が期待しているものがたくさんあるわけです。少なくとも、前々から整形外科というものについては、希望されている町民の多くが町外で診療を受けていたと。それについての対策は、非常に私、前向きでいいというふうに理解をしておりました。

しかしこの診療科目によっては、聞くところによると、いろいろと第1次治療というものまではどうにか町内で、それらについては診療されるのですが、どうも第2次、あるいは第3次という病名についての進行によっては、非常に協力医療に即対応を依頼するというような噂が、実態として町民から聞かれます。したがって、もう少しその辺の内容について、機器等の導入とか、あるいは検査内容とか、そういうものをもう少し、充実あるいは完備をするとか、そういうところの考えはなかったのかどうなのかということも、担当の課長としてどう指導していて、またどのような状況報告をされていたのかなということも、ずっとこう続いているように感じたものですから、その辺の考え方とか、担当医院長とのそれらのコミュニケーションはどうだったのかということも、もしあればお聞かせください。

●藤田議長 山田福祉課長。

●山田福祉課長 お答え申し上げます。

山本医院長におかれましては、病院の先生それぞれにそれぞれ診療の仕方は違うかと思われましても、基本的には豊頃医院で最初にかかった患者につきましては、山本先生というか、うちの医院の中で検査等で処置できるものについては、その中で処置をして、その中で豊頃医院だけでは手に負えないようなものにつきましては、早急にそういった設備の整ったところで診療していただくというのが先生の考え方であ

りますので、即座にそういったところの大きな医療機関へ先生から送っていただくというか、そういったことを心がけているところでもあります。

また、診療報酬減っている部分も皆さん気になっているかと思いますが、基本的には先生におかれましては、診療に来る、特にお年寄りなどについては、今まで、例えば毎週通っていた方につきましては、2週間に1回ですとか3週間に1回にできるものについては、そういったことをして患者の負担を減らす、そういった努力も常日ごろしているところであり、また1回の診療にかかる金額につきましては、昔の八重柏先生ですとか、そういったところから比べると、1件当たり約7割程度の診療報酬というような形で、お年寄りにとても優しい診療をしていると私は思っておりますので、一応御理解をお願いしたいと思っております。

●藤田議長 大崎議員。

●7番大崎議員 非常に本日までのそういう対応についての、非常に今報告と対応の中身というものについてはちょっと触れましたが、少なくとも今後については、今後について、先ほど町長の行政報告にあったように、開西病院のそういう内科と違う、外科系統、いわゆる病名によっては、あるいは治療によっては非常にこう、伝導性というのですか、対応性というのですか、そういうものが必ず患者にはあるのではないかなという感じがします。

したがって、その辺の内科、あるいは整形外科というものについては全く分離したものでないという、医療の連携というのですか、そういうものがあるはずなのです。したがって、より、これを機会に開西病院の理事長の方々と経営者と、その辺の連携というか、医療形態といいますか、そういうものをより深く進めるような考え方を町民を本位として考えれば、豊頃町の医療というのは、そこまできめ細かく対応できているのだなというところのやはり意識づくりも必要ではないかなと、こう考えますので、その辺についてのこれからの取り組みを合わせて、町長の考え方も一言お聞きしたいなというふうに思います。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 今、御指摘のとおりだと思います。私も、病院に関しては、それぞれ山本先生とはときあるごとにお話ししておりますけれども、やはり先生は先生のやり方で開業をしておりますので、余り私どもが口を挟むということは非常に、先生にとっても厳しい環境におかれるというふうに思っております。

今、大崎議員がおっしゃるとおり、できるだけうちでない、そしてまた患者がそういった病名の多い、先生ができるものについては、積極的にこれからも進めていきたいというふうに考えております。また、今、山本先生におきましては、やはり医療器具等については、必要な物はなるべく予算化して、予算を通して購入をしているとこ

ろであります。

今後とも、今整形外科なり、また隣の池田の町立地域医療機関にお願いしながら、できるだけ地域の方々が安心して病院に通えるようなことを積極的に行いたいというふうに思っております。ただ、医療については御承知のとおり、非常に財政負担の伴うことが多いので、その辺も財政と十分バランスのとれた形でいかなければ、病院に対する経費等々についても、相当、ある程度吟味していかなければ、手を広げれば広げるほど、それだけ財政負担が伴いますので、できるだけ山本先生と協議をこれからもしながら、そしてまた町民が安心して病院に通えるような医療体制に積極的に取り組んでいきたいというふうに考えております。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第12号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第13号

●藤田議長 日程第11 議案第13号平成30年度豊頃町簡易水道特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

由水施設課長補佐。

●由水施設課長補佐 補正予算書、129ページをお開き願います。

議案第13号平成30年度豊頃町簡易水道特別会計補正予算(第3号)について御説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ758万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,129万円と定めるものであります。

本補正予算は、予算精査によるものでございます。

主な内容につきましては、事項別明細書により御説明いたします。

138ページ、歳出から御説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費から大豊簡易水道整備事業負担金及び浦幌町簡易水道分水負担金173万6,000円を減額。27節公課費より消費税210万円を減額。2目簡易水道整備費において、茂岩簡易水道基幹的改良事業費の執行残などで359万3,000円を減額いたします。

2款公債費、1項公債費において、長期債償還利子など56万9,000円を減額するものでございます。

次に、136ページ、歳入について御説明いたします。

3款繰入金から一般会計繰入金338万4,000円を減額。

5款町債において、茂岩簡易水道基幹的施設改良事業など420万円を減額補正するものでございます。

次に132ページ、第2表地方債補正でございますが、簡易水道整備事業債の限度額を4,030万円に、過疎対策事業債の限度額を4,030万円にそれぞれ改め、地方債限度額の総額を8,060万円に改め、定めるものでございます。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

136ページをお開きください。

3款繰入金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 5款町債。

(質 疑 な し)

●藤田議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

138ページをお開きください。

1款総務費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 2款公債費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、132ページ、第2表地方債補正について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第13号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第14号

●藤田議長 日程第12 議案第14号平成30年度豊頃町公共下水道特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

由水施設課長補佐。

●由水施設課長補佐 補正予算書、141ページをお開き願います。

議案第14号平成30年度豊頃町公共下水道特別会計補正予算(第3号)について御説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,455万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,235万4,000円と定めるものであります。

本補正予算は、社会資本整備総合交付金事業、下水道施設改築更新工事等の予算精査によるものであります。

150ページ、歳出から御説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費において、消費税38万円を増額。2項施設管理費、

2目下水道施設整備費より、社会資本整備総合交付金事業など2,387万6,000円を減額。

2款公債費、1項公債費において、106万円を減額補正するものであります。

次に、148ページ、歳入について御説明いたします。

3款国庫支出金において、社会資本整備総合交付金事業1,091万4,000円を減額。

4款繰入金において、一般会計繰入金344万2,000円を減額。

7款町債において、社会資本整備総合交付金事業より1,020万円を減額補正するものであります。

次に、144ページ、第2表地方債補正でございますが、下水道事業の限度額を1,090万円に、過疎対策事業の限度額を1,090万円にそれぞれ改め、地方債限度額総額を2,180万円に改め、定めるものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

148ページをお開きください。

3款国庫支出金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 4款繰入金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 7款町債。

(質 疑 な し)

●藤田議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

150ページをお開きください。

1款総務費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 2款公債費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、144ページ、第2表地方債補正について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第14号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

◎ 町政執行方針及び教育行政執行方針

●藤田議長 日程第13 平成31年度町政執行方針及び教育行政執行方針について、説明を求めます。

初めに、平成31年度町政執行方針について説明を求めます。

宮口町長。

●宮口町長 平成31年度の町政執行方針について申し上げます。

初めに、昨年9月に発生した胆振東部地震は、各地に甚大な被害をもたらし、被災地は今、復興への歩みを始めたばかりであります。本町の歴史もまた、地震や水害など自然災害との闘いでもあり、先人たちが幾多の困難を乗り越え今日へと発展させる礎となったのが、まさに「報徳のおしえ」であります。

私は、町民憲章にもうたわれております「報徳のおしえ」を今後も町政執行の基盤としつつ、町議会を初め町民の皆様の声を反映させながら「第4次豊頃町まちづくり総合計画」の実行に努め、子どもから高齢者まで、健やかに安心して暮らせるまちづくりを力強く推進してまいります。

ここに、平成31年豊頃町議会第1回定例会の開会に当たり、町政執行への所信を申し述べ、町議会を初め町民皆様の一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

次に、町政に臨む基本姿勢であります。

政府は平成31年度予算編成に当たり、日本経済は大きく改善し、今後も緩やかな回復が続くと期待しており、通商問題、海外経済の動向に留意し、さらなる加速に向けた施策を示すとともに引き続き経済再生と財政健全化の両立を目指すとしております。

これらを踏まえた国の予算案は、社会保障の充実や10月の消費税引き上げに伴う国内経済への影響対策など、初めて100兆円を超える見通しとなり、また、地方交付税も7年ぶりに増加となりました。

本町の財政状況は健全性を保ってはおりますが、財源の半数を占める地方交付税が過去3年間で2億7,000万円余り減少し、先行きは決して明るいものとは言えません。さらに、今後も進行する少子高齢化に伴う福祉対策や老朽化の進む公共施設の更新・長寿命化など、財政支出の増大が見込まれているところでありますが、これらを初め「第4次豊頃町まちづくり総合計画」、「豊頃町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、基幹産業を中心に豊かな地域経済の実現と生活環境の整備・充実、福祉・子育て支援、教育環境の整備、移住・定住促進などの諸施策を積極的に進め、将来にわたって活力のある持続可能な自治体運営に努めてまいります。

また、諸課題に対しては町民の皆様と行政がともに知恵を出し合い、ともに支え合い、安心して暮らせるまち、生き生きと働き続けられる小さくても活力のある町づくりに全力を尽くしてまいります。

以上が、町政に臨む私の基本姿勢であります。

次に、主要な施策の推進について申し上げます。

3、主要な施策の推進。

(1) 快適で魅力あるまちづくり。

進行する少子高齢化、人口減少など本町の現状を踏まえ、町民の生活基盤の向上と安全で安心して暮らせるまちづくりを推進してまいります。

道路網の整備については、主要な幹線道路及び地域の基幹的道路の改良舗装を年度別事業計画に基づき進めているところであり、本年度は、幌岡第3幹線、統内16線を継続実施するとともに、長寿命化計画に基づく橋梁3橋の補修を行います。

また、住民生活や産業活動に支障を来たさないよう、舗装路面の補修、冬季間の除排雪など、引き続き適切な維持管理に努めてまいります。

公共交通の整備については、コミュニティバスが町民の足として10年目を迎え、昨年度から物産直売所へ乗り入れるなど、住民に密着した地域公共交通として利用者数も順調に推移しております。今後も利用者のニーズに対応した運行経路や運行時間など、利便性の向上に努めてまいります。

消防・防災対策については、大津地域住民等が参加した津波緊急避難場所への避難訓練を引き続き実施するとともに、指定避難所の停電対策強化など、防災・減災対策を推進してまいります。

交通安全対策については、第10次豊頃町交通安全計画に基づき、「交通事故のない安全で安心して暮らすことのできる社会を目指して」推進しているところであり、今後も各関係機関と連携しながら一層の交通安全対策を展開してまいります。

消費者生活対策については、さまざまな消費者被害を未然に防止するため、広報紙や出前講座等による啓発に努めるとともに、振り込め詐欺抑止に効果のある電話録音装置の設置や多発する特殊詐欺被害に関する情報提供など、関係機関と協力して積極的に取り組んでまいります。

住宅環境の整備については、パートナータウン団地の屋根・外壁の塗装及び茂岩本町団地の断熱サッシ・玄関ドア取りかえなど、個別改善事業による住宅の長寿命化を図るなど、町民が安心して暮らせる住環境の整備に努めてまいります。

簡易水道事業については、茂岩簡易水道基幹的施設改良事業で長節地区の老朽化した配水管及び電気計装設備を更新し、良好な水道水の安定供給に努めてまいります。

また、公共下水道については、下水道施設長寿命化計画に基づき茂岩・大津下水浄化センターの機械、電気設備の更新工事を引き続き実施するとともに、合併処理浄化槽設置に対する助成を継続してまいります。

廃棄物の処理と環境保全対策については、本町のごみの総排出量はおおむね横ばいで推移しており、町一般廃棄物処理基本計画に基づき十勝圏複合事務組合に加盟し中間処理及び最終処分を行っております。今後も廃棄物の適正処理、ごみの減量化とリサイクルを主とした循環型社会の構築を推進してまいります。

また、資源ごみの搬出促進を目的に、行政区や各種団体等を対象に実施している「資源ごみ集団回収活動助成事業」を積極的に推進し、住民のリサイクル意識の啓蒙と再資源化の拡大を図ってまいります。

葬斎場及び茂岩高台共同墓地霊園化の環境整備は、今後も時代のニーズに応じ、安らぎのある人生の終えんの場にふさわしい施設となるよう、適正な維持管理及び運営に努めてまいります。

公園緑地の整備については、茂岩山自然公園の老朽化したバンガローの内装改修など、利用者のニーズに沿った施設整備を進めてまいります。また、児童公園の遊具の点検整備など、安全で快適な利用ができるよう適切な維持管理に努めてまいります。

本町は、2年続けて転入者が転出者を上回る社会増となっておりますが、今後も移住・定住対策として、また人口の町外流出抑制のため、住宅取得者や町外通勤者に対する助成などを継続してまいります。

また、定住賃貸住宅建設に係る助成事業については昨年度、助成対象となったアパートが、完成前に予約で満室となるなど、今後の状況等を考慮しながら事業を検討してまいります。

さらに、茂岩末広町に造成した分譲地については、残り1区画でありますので、新たな分譲地の造成についても検討してまいります。

(2) 豊かな資源を生かしたまちづくり。

TPP11、日・EU経済連携協定の相次ぐ発効で、貿易の大幅な自由化による本町農業等への影響が強く懸念されております。

また、日米物品貿易協定の締結に関し、米国政府は早期の交渉と成果を求めて強硬な姿勢に出る可能性など厳しい状況にあるため、今後も国や北海道、関係機関と十分連携して体質強化や経営安定対策などを進め、活力ある産業振興に取り組んでまいります。

農業振興について、本町は十勝川最下流にあって厳しい土地・気象条件の中で、畑作においては湿害に強い農業の確立が重要であります。

このため、計画的な道営農地整備事業の継続とともに、豊頃町農業協同組合との連携による緊急農地基盤整備事業、明渠排水整備などの土地基盤整備を実施し、高収益な地域農業の確立を図るため、土地生産性の向上に努めてまいります。

また、多面的機能支払交付金事業を継続し、農村地域資源の保全管理に係る地域協同活動を支援してまいります。

畜産振興については生産基盤対策として、本年度から畜産担い手総合整備事業（再編整備事業）を実施するとともに、中山間地域等直接支払事業、家畜飼養用水緊急支援助策事業に継続して取り組み、畜産経営の維持・安定に努めてまいります。

また、経営規模の拡大等に伴い、家畜の疾病発生時に生産性の大幅な低下が懸念されることから、豊頃町農業協同組合と連携して新たな家畜疾病対策事業に取り組み、地域における畜産の生産拡大と資質向上に支援を行ってまいります。

林業振興については、水源のかん養や地球温暖化の防止など、多面的機能を有する森林が本町の農業・漁業において重要な役割を担っており、その永続性のため未来につなぐ森づくり推進事業や産業振興事業を行い、積極的に民有林の造林を奨励してまいります。

また、先人の努力によって育まれた町有林は、現在、町の貴重な財源となっております。今後も造林、保育事業や皆伐事業などを計画的に実施するとともに、森林整備に直結する林道整備事業を継続してまいります。

エゾシカなどによる農林業被害対策は、猟友会豊頃部会の協力を得て、有害鳥獣駆除及びエゾシカの一斉駆除を積極的に展開し、被害の抑制に努めてまいります。

漁業振興については、主要のサケ定置漁業が一昨年の記録的な漁獲不振から若干は回復しましたが、2年連続の大不漁となりました。国や北海道の試験研究機関を中心に原因究明、資源回復へ向けた技術開発などが進められておりますが、安定した資源回復には、なお時間を要する可能性が高く、本町としても資源増大・漁獲回復に向けたサケ増殖事業など、さらには不漁に対する支援を大津漁業協同組合、浦幌町と協議してまいります。

また、マツカワなどの資源増大に向け、種苗中間育成事業などに継続して支援するとともに、北海道による広域漁場整備事業により大型魚礁整備を投入し、前浜漁業資源の維持増大を図ってまいります。

昨年、一部供用を開始した上架施設と現在整備が進められている船揚場の嵩上げを中心に、新たな大津漁港整備特定計画による防災・減災機能の充実が進められ、漁業者の方々が安心して操業できる環境が整いつつあります。今後も全面供用に向け、大津漁業協同組合など関係機関と連携し要望活動に取り組んでまいります。

商工業の振興については、地域経済の活性化と消費喚起を図るため、プレミアム付商品券発行事業を引き続き行ってまいります。

また、町内商工事業者が抱える諸課題に対しては、積極的に商工会と連携を深めながら、課題解決に努めてまいります。

昨年7月、静岡県掛川市と協定を締結した「互産互生」事業については、本年度も「食の交換」・「観光の交歓」・「生活の交感」などを通じ、ものと人の交流を拡大しつつ新たな価値を創造し、地域経済を互いに活性化し合う好循環を目指して事業を推進してまいります。

また、全国報徳研究市町村協議会加盟の市町村を初め、掛川市地域商社「互産互生機構」などが持つネットワークの相互連携により連携都市となった、関係市とは、これまでの取り組み実績などを検証しつつ、新たな事業拡大を模索してまいります。

地域経済の活性化、観光振興、人的交流の推進など地域における構造的な課題解決のために設立された「地域商社」は、まちなか活性化拠点施設（ココロコテラス）を活動の拠点とし、とよころ創生実現のため、各種事業に継続的に取り組んでまいります。

本町の代表的な観光資源となったジュエリーアイスは、本町特有の資源であり、毎年訪れる多くの観光客に対応するため休憩所兼物産販売所や仮設トイレ、駐車場の整備などを行ってまいりましたが、各種メディアによる紹介や町及び観光協会の積極的なPRによって北海道を代表する冬の観光地として認知され、観光客の入り込み数も増加傾向にあります。このため、休憩所やトイレなどを含めた周辺施設の整備計画が必要と考え、大津地域の住民の要望等に十分配慮しつつ、周辺整備を進めてまいりま

す。

(3) 健康で心ふれあうまちづくり。

地域福祉の推進については、「豊頃町地域福祉計画」に基づき、子どもから高齢者、障がい者が住み慣れた地域において、健康で安心して暮らせる福祉のまちづくりの実現に向け、各種施策を着実に実行してまいります。

また、さまざまな職種の関係者が協働して、個別支援のあり方と地域課題の検討を行う「地域ケア会議」を引き続き開催し、「地域包括ケアシステム」の取り組みを推進してまいります。

さらに、本町福祉ゾーンの中核である福祉活動拠点施設「ひだまり交流館」は、世代を超えた幅広い交流の場、具体的な福祉活動を実践する場として、引き続き社会福祉協議会の協力を得ながら有効利用を図ってまいります。

子育て支援については、全国的に少子・核家族化、人間関係の希薄化が進む中、本町では地域ぐるみによる子育て環境づくりが重要と位置づけ「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、各種施策を推進しており、「こどもプラザとよころ」を核として関係機関との連携を強化し、安心・安全な事業運営に努めてまいります。

また、本年度から新たに会員制育児ボランティア制度「ファミリーサポート事業」を実施し、地域全体で子どもを育てる環境を創出してまいります。

保育事業については、「保育指針」に基づき、子どもの健やかな育ちの実現へとつながる取り組みを着実に推進するとともに、「ことばの教室」の機能を検討し、支援体制を整備してまいります。

なお、「幼児教育の無償化」については、今後の動向を見極めながら、適切に対応してまいります。

また、これまで実施しております小学校入学祝金、出産祝金、健全育成支援金及び保育所通所支援金については、支給を継続し、次代を担う子どもたちの健全な育成と子育て世代の定住促進を図ってまいります。

高齢者対策については、本町の高齢化は依然として高く、高齢化率は本年1月末で約39%となっております。

このような状況の中、高齢者が自立し、生き生きとした生活を送ることができるよう、「第7期高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画」に基づき、医療、介護、介護予防、生活支援等の各種サービスに関係機関と連携し、推進してまいります。

介護事業については、事業者との連携を強化し、サービス提供体制の更なる充実を図るとともに、要介護や要支援状態の抑制に向け、地域支援事業により多様なサービスを創設・提供してまいります。

また、高齢者の生活を地域で支えるため、生活支援体制整備事業に取り組むほか、

「認知症初期集中支援チーム」を活用し、認知症の方やその家族を支援し、さらに各種見守りなどの事業を継続して実施してまいります。

現在、深刻な人手不足にある豊頃愛生協会が、介護職員確保のために予定している職員住宅建設等に対し支援を行い、環境整備に努めてまいります。

障がい者福祉については、全ての障がい者が安心して地域社会で生活できるよう「障がい者計画」などにに基づき、関係団体と連携し地域全体で支えるシステムを構築してまいります。

また、障がい者の自立に向けた相談・支援体制の充実を図るために「豊頃町障がい者相談支援所」の機能を強化してまいります。

国民健康保険事業については、相互扶助の観点から都道府県単位化によって昨年4月から北海道が中心的な役割を担い、財政運営の安定化が図られており、当初懸念された単位化による国保税の上昇は、激変緩和などで対応しております。

保健事業については、町民の健診記録など、「健康管理システム」により適切な管理を行うとともに、疾病の早期発見・健康維持の観点から各種健康診断を継続して実施してまいります。

また、町民の健診や各種保健事業に対する関心を高めるための普及、啓蒙事業により、特定健診の受診率は平成28年度以降60%を超え、全道でも上位の高い受診率を達成しております。今後も町民みずからが自主的な健康づくりに取り組み、早期発見・早期治療で医療費の抑制を図るため、引き続き事業の普及・啓発を実施してまいります。

さらに、健康づくりの第一歩は歯の健康づくり及び口腔管理と捉え、各年齢層に応じた歯科健診、歯科健康学習を推進してまいります。

重篤疾病予防対策については、各種予防接種費用の助成などを継続いたします。

少子化、核家族化が進む中、妊娠・出産・養育期の母親が抱く育児不安や孤立感を解消し、安心して子育てができるよう「子育て世代包括支援センター」を設置し、仲間づくりや交流、相談の場などの支援体制を整備するとともに、産後4カ月未満の産婦の心身の不調や育児不安の軽減を図るため、日帰り型デイサービスを提供する「産後ケア事業」を新たに実施いたします。

また、不妊治療、妊婦健診費用及び不育症治療への助成を引き続き実施するとともに、高校終了までの医療費無料化を継続し、子育て世代の経済的負担の軽減を図ってまいります。

(4) 躍動感あふれる人づくり。

教育環境の整備・充実については、本町の教育大綱「報徳のおしえを育む教育 生涯にわたって学ぶ人づくり」を推進するため、小・中学校が一貫して「報徳のおし

え」を学び続け、「知、徳、体」のバランスに富んだ、たくましく生きていく力と豊かな心を持った子どもを育てる学校教育を推進するとともに、「学校運営協議会」を設置し、開かれた学校からさらに一步踏み出し、地域の方々と目標やビジョンを共有して一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校」へと転換することを目指します。

また、町民一人一人が生涯にわたって学び続け、生きがいある生活を送ることができるよう、文化・スポーツの振興など、総合教育会議を通じ教育委員会と連携して教育行政を推進してまいります。

姉妹都市との交流については、町交流協議会と連携しながら積極的に取り組んでおり、本年度は、サマーランドから親善訪問団が来町することから、歓迎行事を計画しております。また、小学生による、相馬市・滑川市との少年親善使節団の相互交流を継続して実施してまいります。

(5) みんなが力を合わせるまちづくり。

これまで積み重ねてきた協働のまちづくりをさらに発展させ、町民と行政がともに支えあうまちづくりを推進してまいります。

協働のまちづくりについては、協働のまちづくり地域提案支援事業を活用し、各地域づくり協議会や行政区などが、多くの自主活動を行っており、今後も地域の実情に沿った支援事業を実施してまいります。

行財政の運営については、第6次豊頃町行政改革大綱に基づき、事務事業の見直しや経常経費の抑制、職員の意識改革等に取り組んでおります。去年は、住民課戸籍年金係の窓口及び案内、相談業務を役場庁舎1階に移設したところ、特に高齢者の方々から喜ばれ、混乱なく各種手続を行っております。

本町の財政については、地方交付税に依存するところが大きく、貴重な自主財源の町税は横ばい傾向にあります。さらに収納率向上を図るため適正な対策を講じ、町税等の納入意識の高揚に努めてまいります。

今後も限られた財源の効率的な運用に努めるとともに、役場機構の再編など、町民の視点に立った行政サービスの向上と効果的な行財政改革を進めてまいります。

以上、平成31年度の町政推進にあたっての一端を申し述べさせていただきましたが、具体的な事業内容及び予算については、議案として提案の際に御説明申し上げます。

私の求める「あたたかい 心がかよう 豊頃」への道のりは決して容易なものではありません。町民の皆様とともに郷土豊頃町を愛し、発展させるため全力で町政運営に取り組む所存であります。

議員各位を初め、町民の皆様の御理解と御協力を心からお願い申し上げます。町政執行方

針といたします。

終わります。

●藤田議長 昼食のため、13時15分まで休憩をいたします。

午後 0時12分 休憩

午後 1時15分 再開

●藤田議長 休憩前に引き続き、会議を進めます。

平成31年度教育行政執行方針について説明を求めます。

山本教育長。

●山本教育長 教育行政執行方針。

平成31年第1回豊頃町議会定例会の開会に当たり、豊頃町教育委員会所管行政の執行に関する主要な方針を述べ、町議会を初め町民皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

少子・高齢化や生産年齢人口比率の減少、I o Tや人工知能を初めとする急速な技術革新や、グローバル化の一層の進展などの「変化」が社会や時代を象徴する言葉として使われていますが、その先を見通せない不安が背景にあり、本町が将来にわたって発展し豊かな社会を実現していくためには、地域を支える人材の育成を担う教育の役割がますます重要であり、学校教育や社会教育を初め、町全体の教育機能が連携・接続した一体的な教育の推進と、町民一人一人が生涯学び続け、さまざまな力を養い、その力を社会に生かすことができる生涯学習社会を形成していくことが必要であります。

教育委員会といたしましては、学校、家庭、地域が一体となって関係機関との連携を図りながら、規範意識や自他の生命の尊重、自尊感情、他者への思いやりなどの道徳性を養うとともに、ふるさとへの誇りと愛着を持ち、みずからの可能性を発揮し未来に向かってたくましく生きぬいていく力を支える「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の調和を重視した教育を推進するとともに、町民皆様が生きがいを持って充実した生活を送ることができるよう、本町の教育目標「報徳のおしえをうけつぎ いきいきと輝く 町民をめざして」の実現に向け、次の教育施策を推進してまいります。

1、教育環境の整備充実。

学校施設におきましては、豊頃小学校校舎、体育館の非常口となる玄関戸改修、冬季間の安全確保のため大津小学校校舎玄関のひさし改修、子どもたちが安心して運動できるよう豊頃中学校体育館に給水施設を設置、商用電源の長期停電に対応するため学校給食センターに非常用発電設備切替盤設置工事を行うなど、施設の適切な維持管理、安全衛生管理に努めるとともに、教材備品の充実を図り、児童生徒が安心して通

学し、快適な環境で学習できるよう所要の整備を行ってまいります。

また、保護者に対する教育費負担軽減のため、本町独自の事業として小学校入学祝金、小中学校等修学旅行費交付金事業、高等学校等就学助成金事業等を継続実施してまいります。

学習施設においては、える夢館LED照明改修工事など、町民の文化・スポーツ活動の拠点施設の適切な維持管理に努めてまいります。

なお、豊頃中学校校舎の建てかえ計画につきましては、昨年「豊頃町立学校校舎等建築検討委員会」からの報告を受け、小・中学校における連携のあり方、校舎形態など具体的に意見交換ができる姿図等を作成するとともに、関係部署と協議し、建てかえ計画案を提示できるよう取り進めてまいります。

2、学力向上、豊かな心と健やかな体の育成。

子どもたちが変化の激しい時代を生きぬく力を身につけるためには、基礎的・基本的な知識・技能を活用して課題を解決するための思考力、判断力、表現力等に加え、学びを生かそうとする態度を身につける必要があります。各学校段階を通じて、主体的、対話的で深い学びを実現していくとともに、本年新たに、それぞれの学校において子どもたちの夢を育む独自発想的な事業を行えるよう「子どもの夢づくり事業交付金」を創設し、育成の充実を図ってまいります。

(1) 昨年4月に小学校6年生と中学校3年生の全児童生徒を対象に、小学生は国語・算数・理科、中学生には国語・数学・理科の教科において「知識」「技能」に関する平成30年度全国学力・学習状況調査が行われ、中学校の理科では、全国・全道平均正答率を上回り、国語・数学は一部平均正答率を下回る分野もありましたが、過半は平均正答率を上回り、小学校においては、国語・算数・理科全教科で正答率が全国、全道平均を上回るなど、習得すべき内容を確実に身につけているといえる状況となってきております。

各学校においては、調査結果を踏まえた上で今後も学習規律の定着と基礎的・基本的な学習内容の確実な習得に努めるとともに、ICTを活用した学習を取り入れ「分かる・楽しい授業づくり」に努めながら、児童生徒の学ぶ意欲を高めると同時に、学ぶ楽しさが実感できるよう授業を工夫・改善してまいります。

また、町教育研究所が作成した「家庭学習の手引き」を活用し、家庭と連携を図りながら学習の仕方や学習習慣が身につくよう取り組んでまいります。

(2) 児童生徒の豊かな心と規範意識の育成を目指した取り組みとして、小学生には生きる上で基盤となる道徳的価値観の形成を図る指導を徹底するとともに自己の生き方についての指導を充実します。中学生には思春期の特性を考慮し、社会とのかかわりを踏まえ、人間としての生き方を見つめさせる指導を充実するとともに

に、「子ども報徳訓」の実践・充実に努め、郷土に対する誇りと愛着心を育む郷土学習や職業体験、ボランティア活動を通してさまざまな人たちと触れ合い、互いに支え合いながら、みずからの生き方を主体的に考えることができる力を育む活動を推進してまいります。

(3) 児童生徒の体力向上に向けた取り組みとして、子どもの日常生活の場となる学校、家庭、地域社会が連携して、体力の向上や、運動習慣の改善・定着化、望ましい生活習慣の育成が必要となります。体力向上は健康維持のほか意欲や気力の充実に大きくかかわっており、生涯にわたって心身ともに健やかに生きるための基盤となるものであることから、全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果を活用するなど、各学校において、それぞれ発達段階に応じた向上対策に取り組むとともに、学校、家庭、地域指導者の協力を得ながら、スポーツ少年団活動や部活動を引き続き支援してまいります。

児童のむし歯予防対策として町が推進し、各小学校で実施しておりますフッ化物洗口事業については、未実施児童の保護者の皆様にもより理解が得られるよう周知を図りながら継続実施してまいります。

学校給食につきましては、安全で栄養バランスの優れた給食を提供するため、施設・設備の適切な保守点検と食材等の衛生管理を徹底するとともに、地場食材を活用し、子どもたちが健康に生活していくための食に関する正しい知識・望ましい食習慣と食に対する感謝の気持ちや郷土への理解を深めるため「ふるさと給食」の充実と栄養教諭による「食に関する指導」に努めてまいります。また、食物アレルギーを持つ子どもに対しては、関係機関との情報共有や緊急時に備えた体制構築など、子どもたちがより安心して給食がとれるよう適切な対応を図ってまいります。

(4) 特別支援教育は、個々の違いを認識しつつ人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基盤となるものであるとの認識を共有し、特別な支援を必要とする児童生徒には、学級担任のほか全教職員で支援する体制をつくとともに、2名の特別支援教育支援員を配置し、一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善・克服するため、適切な指導及び必要な支援を行ってまいります。

また、教員の指導力向上のため専門研修等を受講するなど、発達状況に応じた指導・支援の充実に努めてまいります。

(5) コミュニケーション力の向上は、今日求められている課題の一つですが、グローバル化が進展する今日、児童生徒の国際感覚を育むため、引き続き外国語指導助手と外国語活動指導員を各学校へ派遣し授業補助を行うなど、外国人と交流することで外国語教育はもとより、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度

の育成に努めてまいります。なお、本年は、小学校の外国語活動等の充実を図るため外国語巡回指導員の派遣を受け教員の指導力の向上を図ってまいります。

3、地域とともにある学校づくりの推進。

子どもたちを取り巻く環境や学校が抱える課題は複雑化・多様化しており、教育改革、地方創生等の動向からも、学校と地域の連携・協働の重要性が指摘されております。

子どもたちや学校の抱える課題の解決、未来を担う子どもたちの豊かな成長のためには、社会総がかりでの教育の実現が不可欠であります。

輝く子どもたちの未来の創造に向けて、学校と地域がパートナーとして連携・協働による取り組みを進めていくためには、学校と地域住民等が「地域でどのような子どもたちを育てるのか」「何を実現していくのか」という目標やビジョンを共有することが重要であることから、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により努力義務化された「学校運営協議会制度」いわゆるコミュニティ・スクール制度を本年4月から実施し、「開かれた学校」から、さらに一歩踏み出し、地域の人々と目標やビジョンを共有し地域と一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校」へと転換していくことを目指してまいります。

4、豊頃町立学校における教職員の働き方改革推進。

本町の推進プランは、文部科学省、スポーツ庁、北海道教育委員会が定めたガイドラインに準拠し、昨年8月に策定しました。

学校を取り巻く環境は複雑化・多様化し、教職員の長時間労働の実態は、日々の教育活動の質にかかわる重大な問題であるとの認識から、教員の長時間労働の改善に早急に取り組み、学校教育の質の維持向上を図ることとしました。

目標は、平成32年度までに1週間当たりの勤務時間が60時間を超える教員を全校でゼロにすることを目指すこととしています。

取り組みとしては、1、業務に専念できる環境の整備。2、部活動指導にかかわる負担の軽減。3、勤務時間を意識した働き方の推進と学校運営体制の充実。4、教育委員会の学校サポート体制の充実の4項目により実施し、毎年度、取り組みを検証し、必要な見直しや改善により実効性のあるものとし、教員の長時間労働の改善を進め、心身の健康保持の実現と、誇りとやりがいを持って職務に従事できる環境を整備することにより、学校教育の質の維持向上を図るものであり、保護者や地域住民の理解が深まるよう普及啓蒙を進めてまいります。

5、健全育成、安全教育の推進。

(1) いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命

または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあることから、各学校で策定した「いじめ防止基本方針」の定着を図り、いじめや不登校の未然防止、早期発見、早期解消に取り組むとともに、危険ドラッグ等の薬物乱用防止や性に関する指導を継続して行ってまいります。

また、多様化・高度化した情報通信社会において、インターネットを利用した誹謗・中傷の書き込みなど、子どもにかかわる事件、トラブルが多発していることから、学校と家庭が連携して情報モラルに対する意識の向上を図ってまいります。

(2) 「豊頃町通学路安全対策連絡協議会」による通学路の合同点検、安全確保に係る対策の実施により、交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取り組みを推進するとともに、児童生徒を犯罪などから守るためには、地域の方々の見守りや情報共有はもちろんのこと、安全に行動する能力を身につけることが重要であることから、各学校において、交通安全教室や防犯教室等を実施し、事故や犯罪被害の未然防止に努めてまいります。

また、火災や地震・津波等の自然災害、Jアラート発令時等に対する防災教育や避難訓練を定期的の実施し、みずからの命を守りぬくため主体的に行動する態度の育成や、安全で安心な社会づくりに積極的に貢献する意識の醸成を図ってまいります。

6、小・中学校連携教育の推進。

小中連携の実施に当たり、小・中学校教職員がそれぞれの課題解決に向け、互いに授業を見合ったり、合同研修等を実施したりすることで、小・中学校教職員が互いの専門性に学び、9年間の教育課程及び指導方法の理解を図ることが学校間連携・協力体制の第一歩と言われており、本町においては、義務教育9年間の教育課程に位置づけられている「報徳のおしえ」を基盤に、系統的で一貫性のある連携教育を推進してまいります。

また、町内小・中学校合同行事等による児童生徒の交流や、小・中学校教諭の相互派遣、授業公開や研究協議による教職員の共通理解など、小・中学校連携教育の一層の推進を図ってまいります。

7、響きあい、高めあう社会教育の推進。

社会教育においては、次の目標を掲げ取り組んでまいります。一つ目は、自主的・自発的な学びによる知的欲求の充足、自己実現・成長を通しての「人づくり」。二つ目は、住民の相互学習を通じ、つながり・認め合う意識の強化による「絆づくり」。三つ目は、地域に対する愛着や帰属意識、地域の将来像を考え取り組む意欲の喚起、住民の主体的参画による地域課題を解決する「地域づくり」。

このことを、町民一人一人が目標をとして学び、その成果が日常生活や社会活動

で有効に生かされるよう、幼児期から高齢期まで、それぞれのニーズに応じたさまざまな学習機会を提供し、個人の成長と地域社会の発展の双方に重要な意義と役割を果たす社会教育を推進してまいります。

(1) 少年教育。

次代を担う子どもたちの健全な育成は、家庭、学校、職場、地域など、あらゆる分野における全ての人々がそれぞれの役割と責任を担いつつ、相互に協力しながら良好で安全、安心な社会環境をつくることが求められています。

子どもたちが「ふるさと豊頃」に対する誇りや愛着を高めるとともに、協働して課題解決に導くコミュニケーション能力の向上を図るため、郷土の自然や歴史、文化を学ぶ「える夢キッズクラブ」や「通学合宿」など、さまざまな体験学習を実施してまいります。

また、少年芸術鑑賞会など優れた芸術に触れる機会や「豊頃町子どもの読書活動推進計画」によるブックスタート、セカンドブック事業を通し、本に親しむきっかけをつくり、豊かな人間性や社会性を育むための教育を充実してまいります。

(2) 成人教育。

青年教育。

地域づくり、まちづくりの次代を担う青年が、社会の一員として自覚し、みずからの意思で活動する意識を醸成するため、町が実施する各種交流事業と連携を図りながら、ニーズに応じた学習機会や交流事業を提供し、リーダーとなる人材の育成に努めてまいります。

成人一般教育。

町民の多種多様な学習要求に応えるため、える夢大人の文化講座やえる夢出前講座等の内容を充実するとともに、個人・グループ・サークル等の活動支援を行い、学びの成果を地域で生かし連帯感を高め、交流を促進するために必要な学習機会を提供してまいります。

高齢者教育。

高齢者が、充実した生活を送るための学習活動の場である豊寿大学や生涯教室を継続実施するほか、学習要求に応じた学びの場や個別型学習形態への支援など、高齢者がこれまで培ってきた豊富な知識、経験をさらに高め、次世代へ伝えるための機会の拡充を図ってまいります。

(3) 芸術・文化。

豊かな人間性と情操を育むため芸術鑑賞会等を開催し、優れた芸術・文化に触れる機会を拡充するほか、町民文芸誌の発行や芸術・文化活動の成果を発表する場を提供するとともに、文化協会や自主活動グループ等への支援を行ってまいります。

(4) 文化財。

文化財は、豊頃の歴史や文化を伝える重要な財産であり、豊頃町への愛着や誇りにつながるものであることから、適切な保護・保存・活用、民俗文化財の継承・育成を支援し、郷土に関する学習活動を推進するとともに、十勝発祥の地である大津の歴史について、現在までの関係各位の調査研究成果を生かしながら、さらなる資料化を図ってまいります。

また、町指定記念物である「はるにれの木」の倒壊防止対策など保護修繕事業を継続実施してまいります。

(5) 社会体育。

利用者が安全で安心して、それぞれの年齢や体力に応じてスポーツに親しめる場の充実に努め、町民の生涯スポーツ活動を推進してまいります。

スポーツ関係団体と連携し、各種スポーツ大会を開催し、子どもから高齢者まで幅広い世代が一年を通して心身の健康と体力の増進を図るため、軽スポーツ交流会や出前講座などの充実に努めてまいります。

また、多様化するスポーツ活動の要求に応えるため、スポーツ団体、指導者の育成を推進してまいります。

(6) 学習拠点施設の整備充実。

町民が学習や文化・スポーツ活動等を行うための拠点施設である「える夢館、図書館、総合体育館、町民プール」などが安全、快適に利用できるよう、適切な維持管理と器具・備品等の充実に努めるとともに、各種情報の提供や相談にきめ細やかに対応し、気軽に利用できる施設運営に努めてまいります。

8、開かれた教育行政の推進。

教育を取り巻く環境が目まぐるしく変化する中、教育水準の維持向上と地域の実情を考慮した自律的な教育行政を推進するには、教育関係者のみならず、町民皆様の御協力と相互連携が大変重要であります。

教育委員会は、このことを踏まえ、施策の効果の検証と改善を絶えず行いながら効果的な教育行政の推進に努めてまいりましたが、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、教育に関し学識経験を有する方々の知見を活用しながら点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに公表し、町民の皆様への説明責任を果たすよう努めてまいります。

以上、平成31年度教育行政執行に関する主要な方針を申し上げましたが、教育委員会といたしましては、今後も総合教育会議等を通して町長と十分に意思疎通を図り、本町の教育大綱である「報徳のおしえを育む教育 生涯にわたって学ぶ人づくり」を推進のため、小・中学校が一貫して「報徳のおしえ」を系統的に学び続

け、知、徳、体のバランスに富んだたくましく生きていく力と豊かな心を持った子どもたちを育てる学校教育や社会教育の充実、文化・スポーツの振興などに努めてまいりますので、町議会を初め町民皆様の教育行政に対する御理解と御協力を心からお願い申し上げまして、教育行政執行方針とさせていただきます。

●藤田議長 これで、平成31年度町政執行方針及び教育行政執行方針についての説明は終わりました。

◎ 議案第15号

●藤田議長 日程第14 議案第15号豊頃町課設置条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

菅原副町長。

●菅原副町長 議案書1ページをごらんください。

議案第15号豊頃町課設置条例の一部改正について説明申し上げます。

役場機構の課の設置及び係の配置は、事務事業の見直しや経費削減、職員の意識改革など、組織機構を整備しながら、豊頃町行政改革大綱の規定に基づいて随時、見直しを行ってきているところであります。

本案は、引き続き庁舎内業務の配置見直しを行い、行政サービスの一層の向上を図るため、課設置条例の一部を改正するものであります。

改正内容は第2条、各課の分掌事務であります。議案説明書、説明第1号により御説明いたします。議案説明書1ページをごらんください。

表の右欄が変更する分掌事務で、左欄が現行の分掌事務であります。現行、住民課の第8号、地籍に関することを施設課に第7号として変更し、事務の整理統合を行い、住民課第9号を第8号に改めるもので、町長部局の課の変更はありません。

附則として、この条例は平成31年4月1日から施行するものでありますので、御審議くださいますよう、よろしく願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第15号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なし)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第16号

●藤田議長 日程第15 議案第16号豊頃町職員の勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

富田総務課長。

●富田総務課長 議案書3ページをごらん願います。

議案第16号豊頃町職員の勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部改正について説明いたします。

このたびの改正につきましては、同条例第8条、正規の勤務時間以外の時間における勤務、いわゆる時間外勤務に関するものでございます。

このたび、働き方改革の一つであります長時間労働の是正措置に向け、本年4月1日から時間外労働の上限規制が導入された労働基準法等が改正されるため、人事院は同じタイミングで人事院規則に上限規制を設ける改正を行います。このため、地方公務員は国家公務員との均衡の原則から、同様の措置を講じることが求められておりますので、今回、同条例を改正するものであります。

改正の内容につきましては、同条例第8条に第3項として、時間外勤務に関し必要な事項は規則に委ねる旨の規定を加えるものであり、附則として、平成31年4月1日から施行するものであります。なお、これによりまして、豊頃町職員の勤務時間及び休暇に関する規則においては、職員の健康保持、時間外勤務命令の上限の設定、上限を超えた場合にその要因の分析及び検証を行うことなどの内容の規定を加え、条例同様4月1日に施行することとなります。

以上、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

(討論なし)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第16号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なし)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第17号

●藤田議長 日程第16 議案第17号豊頃町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

富田総務課長。

●富田総務課長 議案書5ページをごらん願います。

議案第17号豊頃町職員の給与に関する条例の一部改正について説明いたします。

職員の給料及び手当に関しましては、人事院勧告を基本に職員組合との協議、議会の議決を経て決定しているところでありますが、住居手当につきましては、平成6年から現行の状態にありますことから、現在の家賃の状況、持ち家に対する管内の市町村の動向など、職員組合と協議を進めておりましたところ、このたび改正に係る協議が整いましたので、所要の改正を行いたく提案するものであります。

議案説明書3ページをごらんいただきたいと思います。新旧対照表を掲載をしております。主な改正の内容について説明いたします。

第8条の2第1項につきましては、住居手当の支給対象を町内居住者と定め、同条第2項第1号については、借家に対し、現在上限2万4,500円としていた手当を上限2万7,000円とするものであります。また、同項第2号については、持ち家手当を1万5,000円から1万6,000円とするものであります。

議案書5ページにお戻りいただきたいと思います。

なお、附則としまして、第1項に本条例の施行日を平成31年4月1日とし、第2項に経過措置として、現行条例により住居手当を支給されている職員が改正後に対象となくなつた場合、平成31年度から33年度にかけて段階的に支給額を減額することを定めるものであります。

以上、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

- 藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

- 藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第17号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

- 藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第18号

- 藤田議長 日程第17 議案第18号豊頃町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

山田福祉課長。

- 山田福祉課長 議案書7ページをごらん願います。

議案第18号豊頃町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について、提案の理由を御説明いたします。

今回の条例改正は、自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、その生活の立て直しに資するために貸し付けを行う災害援護資金について、貸付利率、償還方法及び保証人の有無などの貸付条件を市町村の判断で規定できるよう、災害弔慰金の支給等に関する法律等の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

それでは、本則の改正について、議案説明書5ページにより御説明いたします。

左側が現行で、右側が改正案となっております。

貸付利率を現行年3%から無利子に改正するため、第14条を右側改正案のとおり、「災害援護資金は、延滞の場合を除き無利子とする。」に改めます。また、償還方法に月賦償還を加えるため、第15条第1項中、「又は半年賦償還」を右側改正案のとおり「、半年賦償還又は月賦償還」に改めます。また、被災者が保証人を立てなくても貸し付けができるよう、同条第3項中にある「、保証人」を削り、「第12条」を「第11条」に改めます。

議案書7ページへお戻りください。

なお、附則として、施行期日を平成31年4月1日と規定しております。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第18号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第19号

●藤田議長 日程第18 議案第19号豊頃町空家等対策の推進に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

佐藤住民課長。

●佐藤住民課長 議案書、9ページをお開き願います。

議案第19号豊頃町空家等対策の推進に関する条例の制定について御説明いたします。

近年、適正に管理されていない空き家等が、防災・衛生、景観等の地域住民の生活環境に悪影響を及ぼしていることが社会的問題となっており、このことから国は、平成26年11月に空家等対策の推進に関する特別措置法を制定し、市町村が空き家等の対策に取り組むための法的根拠を整備したところであります。本町におきましては、平成26年施行の豊頃町危険廃屋解体撤去事業補助金交付要綱及び平成27年施行の豊頃町危険空き家対策事業実施要綱により、それぞれ解体、撤去に対する補助金交付、及び町への寄附採納による除却により対応しておりましたが、両要綱とも本年3月31日限りでその効力を失うことから新たに要綱を一本化し、合わせて空家等対策の推進に関する特別措置法の施行に関して必要な事項を定めるとともに、空家等の有効活用促進など、総合的かつ計画的に施策を推進するため、条例を制定しようとする

るものであります。

それでは、条例の主な内容につきまして御説明いたします。

第1条は、この条例の目的についてであり、地域住民の生命、身体または財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、合わせて空家等の活用を促進するため、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するというものであります。

第2条は、居住等の使用がなされていないことが、常態であるものを空家等といい、この空家等のうち自然災害等による倒壊の危険や衛生、景観、生活環境上有害な状態であったり、防犯、防災上の危険性があるものを特定空家等と定義するなど、この条例で使用する主な用語の定義について定めております。

10ページになります。第3条は、空家等の所有者等の維持管理責任について。

第4条は、町民等が特定空家等を発見した場合の情報提供について。

第5条は、空家等対策の推進に関する特別措置法第6条に基づく空家等対策計画の作成について。

第6条は、同法第7条第1項に規定する協議会にかかわる組織として、空家等対策委員会の設置とその所掌事務等について。

第7条は、必要に応じ、北海道へ情報提供及び技術的支援等について援助を求めることについて。

第8条は、空家等対策を行う上で必要な立入調査の実施及びその手続等について。

12ページをお開きください。第9条は、町が把握している空家等の所有者に関する情報の利用等について。

第10条は、空家等の所有者の所在が確定できない場合等における財産管理人選任の申し立てについて。

第11条及び第12条は、空家等に関するデータベースの整備及びその情報を有効活用するための情報提供について。

第13条は、町の指導や勧告に従って除却等の措置を講じた者に対する助成等の支援について。

第14条は、特定空家等の所有者等から町へ寄附の申し出があった場合について。

15ページになります。第15条から15ページの第19条は、特定空家等の所有者に対する指導、勧告、命令、代執行及び略式代執行等に関する手続等について。

16ページ、第20条は、緊急に安全な措置を講ずる必要が生じた場合について。

第21条は、警察その他関係機関との連携について。

第22条は、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとする委任規定についてそれぞれ規定しております。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

7番大崎議員。

●7番大崎議員 非常に先進的なのというか、この条例についての見直し、3月31日からこのようにボリュームが非常に内容細かく提案されていました。この件について、極めて私は前進的な、町の行政としては進んで、ほかの町村はどうなのかわかりませんが、これだけ細かい条例、22条までですか、ありましたものについては、謝意を示したいと思うのです。

ただこの空き家の場合と、それから関連する中で、この目的、定義を見ていきますと、その中で本町においても非常に目のつくところの街道に、産廃に適するような廃品が散乱しているというか、放置されている状況があります。これは適用するかどうかというところの行政としての判断はいかななものかなというところを、あるいは今後というものも考えることがあれば、含めて説明をいただけますか。

●藤田議長 佐藤住民課長。

●佐藤住民課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、空家等に該当しないごみ、いわゆるごみ等のことかと思うのですが、国の定めている特別措置法でいきますと、あくまでも空家、家屋等を対象としておりまして、御指摘のごみ等については対象とされておりませんが、今回私どものほうで制定しようとする条例のほうには、防火、防犯等の関係もありますし、景観等の関係もありますので、空家等に該当しない工作物、それから敷地内にあります定着物といいましょうか、資材、ごみ、いわゆる産業廃棄物に近いものになるかと思うのですが、そういったものも対象にして処理していきたいというふうに考えております。

●藤田議長 大崎議員。

●7番大崎議員 今の説明では、非常に含まれるというか、大まかにいうと、その構造物、建造物に付帯するものも、その近くにというか、その地域にというか、その土地に散乱している、確認されるということがありますので、その辺についての今後の判定、あるいは査定というのでしょうか、これは該当するかしないかというところの、その基準というのは、今後細かく見ていかなければならんという思いがします。その辺の考え方も含めて、もう一度、例えば物置があつて、あるいは格納庫があつて、そこに入りきらない物が隣に散乱しているというものも見受けられるのです。そんなところも、何というのですか、グローバルというのでしょうか、大枠でそれらの判定をできるかどうか。考え方なのですが、その辺の準備、余裕、あるいは今後についての一つの課題等があれば、全町的に見ていろいろなところに今目につくも

のがありますので、それらを想定しながら今、私は質問しているのですが、今後についての取り組み方というものについても、もう少し細かく説明いただくとありがたいなど、こう思います。

●藤田議長 佐藤住民課長。

●佐藤住民課長 ただいま議員御指摘の空家等が存する土地にありますその物置、格納庫に入らない等につきましてはどうなのだということでありましてけれども、これらにつきましても近隣住民等に対する悪影響、例えば突風や風等で飛散することも考えられますので、これらも対象に対策していきたいと考えております。

それから、その空家等、危険空家等になるかならないかの判断等につきましては、条例の第6条で空家等対策委員会を設置することになっております。この中で、規則等で設けます危険家屋等の判定基準、北海道で作成したマニュアルがありまして、これに基づきまして空家等の危険家屋の度合い、例えば柱の傾き具合、壁、屋根等の剥離具合、それらを確認しまして、危険家屋に該当するかどうかという判断をしまして、対象になるかならないかという判断をしてまいりたいと考えております。

以上です。

●藤田議長 大崎議員。

●7番大崎議員 非常に、先ほど冒頭から質問させていただきましたが、非常に前向きに本町の景観を維持する、あるいは美観をキープするというような意味合いからでも、あるいは危険物、あるいはそういうその二次的な犯罪を防止するというような意味合いも十分あるので、少なくとも町並みにある空き家については、第8条の立入調査、こういうような強制的などうか、行為というものは行政でようやくでき上がってきているのかなというところも関係機関と提携しながら、連携しながら今後進めるということについては、大いにこれを私は歓迎したいなど、こう思いますが、今後についての全体的な本町の町並みを想定した中における先ほどの執行方針にありましたが、その辺の意気込みといいますか、考え方というものをもう少し執行者の御意見をお聞きしたいと思います。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 今回のこの条例等につきましては、非常に隔離的というか、線引きをしたような形ですけれども、特に町並みの形態によっては、やはり早急に取り壊しをお願いする場合がありますし、またある程度、交通量が少なく、また人の出入りも少ない山間地方については、この法律どおり厳しくいくわけにもいかない。したがって、先ほど課長が申し上げましたとおり、ケース・バイ・ケースにもよりますので、その点、あくまでもこの法律を核にして町をきれいにしていきたい。また、委員会ができますので、委員会の中でも十分検討していく。さらに持ち主の御意見も十分尊重

しながら、できるだけ公権力を余り使わないような方法で話し合いで取り壊されたり片づけるのが一番適切かなというふうに思っております。ここ二、三年くらい非常に町並み、景観を大分担当者が努力して、壊したり片づけております。当然、財政的な支援もしておりますが、今後もそういった形で、財政的支援をするものについては、してあげたい。そして、処理してきれいなまちづくりにするためには、どうしても公権力が必要ですので、その場合についても、できるだけ摩擦の少ない、お互いの立場を理解しながら取り壊していきたいというふうに、また処理したいというふうに思っております。今回、この条例ができましたから、これに基づいて徹底的にやるとか、そういう問題でなくて、あくまでもこれを基準として対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第19号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第20号

●藤田議長 日程第19 議案第20号豊頃町消防団条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

波多野消防署長。

●波多野消防署長 議案書、17ページをお開きください。

議案第20号豊頃町消防団条例の一部改正について、御説明いたします。

本案につきましては、消防団員が各種災害や訓練等に出動した場合に支給する費用弁償の額について改正するものです。近年は災害が多様化、複雑化しており、火災防衛はもとより、地震、風水害など、長期間の活動を行う消防団員の費用弁償費の処遇

改善を図ることを目的として、十勝広域消防、東ブロック4町が共通して改正を行うものであります。

改正内容でございますが、議案説明書7ページ、説明第4号を御参照ください。

本条例第12条費用弁償の規定、別表第2の表において、水火災等非常災害出動費用弁償の項、現行4,800円を5,500円に、警戒出動費用弁償の項及び訓練出動費用弁償の項、現行3,600円を4,200円に改め、定めるものであります。

なお、附則として、本条例は平成31年4月1日から施行するものでありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

7番大崎議員。

●7番大崎議員 一言だけ確認させてください。

これは今説明あったように、広域消防と、それから少なくとも4町ということで、同時にこういう金額を出されたという説明ですが、例えば700円、600円で本当に妥当かどうかというところですが、これわかりませんよ、私は。わかりませんが、消防団が、今非常に苦しいのではないのでしょうか、なり手が。そういうところで、これは少なくとも1日700円アップしたのですが、私は今後の方向性というものを考えると、もう少し考えられてもいいのかな、金額ではないかもしれませんが。しれませんが、最低賃金が八百何ぼですよ。1日というか、実際の。それが一生懸命生業をやりながら、消防団が、いざとなるときに町民をやはり守ってくれる、そういう立場の人に、700円、600円アップすることが、本当に妥当かどうかわからないところはありますけれども、これが4町で足並みを揃えていくのであれば、今後のやはり消防団募集というか、応募のためのきっかけとしては、もっと前進的なものをやはり議論されるべきではないかなと、私はこう思うのですが、その辺の消防の関係で、広域で、町長の意見しか聞けないですよ。一言、お願いします。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 消防団については、首長が責任をもたされているわけでありまして。広域は別といたしまして、今、消防署長が言ったとおり4町で話し合いをして、私も今大崎議員のとおり、この金額で、しかし本当に今消防になる方が、団員になる方が少ないので、とても、私のところは私のところで勝手にやってもいいのではないかというような話もしたのですが、石田団長が、それなりに苦勞されて各4町の団長と一応各町村とも合わせようという形になったわけでありまして。今後、私もどちらかというともう少し頑張りたいようなところなのですが、機会があればまた私も首長で団のほうの考え方ももちろん十分聞きますけれども、首長同士でもまた話して、でき

るだけ条件をよくして、そしてみんなが集まっていただけ、お金を出せば来るとい
う問題ではないのですけれども、今後そのような形で再度また方向を向けて頑張りた
いと思います。今回はこういう形で団長方が協議した結果、この金額でなったわけ
ですので、これから先については、もうちょっと善処して頑張りたいと思います。

よろしく願いいたします。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第20号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は、原案のとおり可決されました。

◎ 陳情の委員会付託

●藤田議長 日程第20 陳情の委員会付託を行います。

本日までに受理した陳情は、お手元に配付しました陳情文書表のとおりです。

陳情文書表を職員に朗読させます。

中川事務局長。

●中川事務局長 陳情文書表。

受理番号、3。受理年月日、平成31年2月14日。件名、地方公務員法及び地方
自治法の一部改正における会計年度任用職員の処遇改善と雇用安定に関する陳情。陳
情者の住所及び氏名、豊頃町茂岩本町125番地、連合北海道豊頃地区連合会、会
長、川崎勝巳。付託委員会、総務文教常任委員会。

以上です。

●藤田議長 ただいま朗読しました陳情については、陳情文書表のとおり、所管の常
任委員会に付託し、審査することとします。

◎ 休会の議決

●藤田議長 日程第21 休会の議決の件を議題とします。

お諮りします。

議案等精査のため、3月6日から同月7日までの2日間、休会にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、3月6日から同月7日までの2日間、休会とすることに決定しました。

◎ 散会宣告

●藤田議長 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これで散会します。

午後 2時16分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名します。

議 長

署名議員

署名議員